

福祉のまちづくり検討小委員会 協議経過の概要（４回開催）

第 1 回（平成 22 年 1 月 6 日）「福祉のまちづくりの現状と条例改正の方向」

〔事務局説明概要〕

- ・ 急速な高齢化、国の法整備を背景に福祉のまちづくり条例を改正する。
「ユニバーサル社会づくり」「参画と協働」の視点の導入
バリアフリー法の委任条例化
 - ・ 対象施設・整備基準の追加
 - ・ 条例と法の関係整理による基準と手続きの合理化

〔委員会意見概要〕

- ・ ハード整備に加え、ソフト施策を充実してバリアフリー化を推進することが必要。
- ・ 福祉のまちづくり施策に参画する障害者等の人材育成ができるとうい。
- ・ 整備基準を仕様規定で固定してしまうと、バリアフリー整備を行う上での工夫や向上を阻害してしまうため、義務づけを厳しくする一方でガイドライン等を用いるなどの柔軟性が必要。

第 2 回（平成 22 年 3 月 24 日）「改正条例に導入する新たな施策」

〔事務局説明概要〕

- ・ 前回委員会の意見を踏まえて、4 つの新たな制度について案を提示。
情報公開制度：事業者に対しホームページ等で各施設のバリアフリー状況を公表することを義務づけ。
新築施設バリアフリーチェック&アドバイス制度：主要公益施設の新築の際、バリアフリー整備に関する障害者、専門家等の意見を反映させる制度を創設。
既存施設バリアフリーチェック&アドバイス制度：既存施設において障害者等の意見を反映させて適切なバリアフリー整備改善を行い認定する制度を創設。
アドバイザー登録制度： ・ の制度を支えるため、建築、福祉等の専門家、障害者等をアドバイザーとして養成し、登録、派遣を行う制度を創設。
- ・ 施設に応じた実効的なバリアフリー対策のため、一部仕様規定を性能規定的な基準に見直す方針を提示。

〔委員会意見概要〕

- ・ 情報公開の義務化はよい。具体的な公開の方法については工夫が必要。
- ・ チェック&アドバイスは実現してもらいたい、事業者のメリットが必要であろう。また、新築の場合は計画に関わる時期が難しく検討が必要。
- ・ ソフト対策をハード整備の代替として認める場合には慎重な対応が必要となる。
- ・ チェック&アドバイス制度のアドバイザーの選定については十分な検討が必要。

第3回(平成22年5月17日)「バリアフリー法の委任条例化の考え方について」

[事務局説明概要]

- ・法の委任規定の考え方について素案を提示

法の委任規程を活用して学校、保育所等の用途を法の対象に追加し、規模を現条例の「特定施設」の規模まで拡大。

バリアフリー法の整備基準のみを建築確認制度と連動させ、条例独自基準は、引き続き条例の枠組みで指導。

[委員会意見概要]

- ・共同住宅の共用部分、自動車教習所など、不特定多数又は主として障害者・高齢者が利用する施設以外でも、義務化の必要性は高い。
- ・基準は、条例で細かく決めることが可能であれば決めていくべきだろう。寸法だけでなく、その寸法や仕様が必要な理由まで記載することが望ましい。

第4回(平成22年6月28日)「パブリックコメント素案」

[事務局説明概要]

- ・パブリックコメント素案を提示

整備基準の実効性の向上

- ・現条例による整備基準の義務づけをバリアフリー法の委任規定を設けることにより明確化

- ・原則として「特定施設」にかかる届出を廃止して二重審査を解消

ユニバーサル社会づくりの視点の導入

- ・ユニバーサル社会づくりの視点を明確化し、対象者を追加するとともに、整備基準を拡充

障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備

- ・特定用途かつ一定規模以上の施設を対象に、障害者及び専門家によるバリアフリーチェックと改善のアドバイスを実施する制度を創設
- ・制度を活用して障害者等が利用しやすい施設として整備を行ったことに対して認定書を交付

バリアフリー情報公開の推進

- ・既存施設も含めた施設の管理者にバリアフリー情報の公開を義務づけ

[委員会意見概要]

- ・ユニバーサルデザインの観点を入れるなら、電動車いす、ロービジョン者等への配慮や、子どもの視点など多様な人を想定して整理する必要がある。
- ・モデル事業や研究開発などで新しい知見が出てきたときに、基準にフィードバックできるよう、条例基準の見直しサイクルを設ける方が望ましい。
- ・現在マニュアルに書かれているような「望ましい基準」もガイドラインに残すべき。公園、道路などもガイドラインを活用するなどで水準の高い整備へと誘導することが望ましい。
- ・バリアフリー情報公開についてはより多くの施設を対象とするべきである。